

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

消 防 局

目 次

1 予算第1号議案 令和6年度神戸市一般会計予算（関係分）	P. 1
第1 消防局予算の概要	P. 2
第2 歳入歳出予算一覧表	P. 6
第3 歳入予算の説明	P. 7
第4 歳出予算の説明	P. 8
第5 債務負担行為	P. 10
2 関連議案	
第9号議案 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件 （関係分）	P. 13
第14号議案 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件（関係分）	P. 15
第29号議案 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する 条例の件（関係分）	P. 21

1 予算第1号議案

令和6年度神戸市一般会計予算（関係分）

第1 消防局予算の概要

1 予算の概要

消防局は、神戸消防グランドデザイン 2025 に示す5つの将来像

将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまち

将来像2 防災への心を育むまち

将来像3 命を大切に考え取り組むまち

将来像4 消防サービスが行き届くまち

将来像5 あらゆる災害に備えるまち

の実現を目指して施策を展開している。

近年は、令和6年能登半島地震など、多くの尊い人命や財産が失われる大規模な自然災害が頻発しており、今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧されている。一方で少子高齢化の急速な進展やICT環境の進化など、社会情勢も大きく変化している。

このような状況の中にあっても、大規模な自然災害や複雑多様化する災害に対応できるよう、消防体制の充実強化を図るとともに、ICTの活用による市民の利便性の向上など、安全・安心への取組を推進していかなければならない。

そこで、令和6年度消防局予算案は、緊急性が高く、特に優先すべき事業を中心に予算編成を行った。

2 主な施策

(1) みんなで安全・安心に取り組むまち

- ① 防災福祉コミュニティ支援事業の推進 42,913 千円
- ・将来の地域防災の担い手である若い世代に対する防災教育の推進
 - ・地域防災活動の活性化事業の推進
 - ・防災資機材更新に対する助成
- ② 消防団の充実・強化 570,488 千円
- ・消防団員の入団促進
 - ・消防団詰所・器具庫の整備（設計3カ所・建築3カ所）
 - ・消防団積載車（8台）と小型動力ポンプ（15台）の更新
- ③ 市民消火用資機材の整備 46,000 千円
- ・地域住民による初期消火活動に使用するために、公園等の耐震性防火水槽に併設された消火用ポンプ一式を更新（37基）
 - ・防災福祉コミュニティへの消火用ポンプの資器材助成（6基）

(2) 防災への心を育むまち

- ① 火災予防広報の充実強化 3,217 千円
- ・住宅火災による被害の軽減の図るため、住宅用火災警報器などの普及促進と維持管理の啓発を推進
- ② 防災教育の推進 67,000 千円
- ・地震の揺れを疑似体験することができる起震車の更新
 - ・災害を体感できる消火訓練AR、火災・土砂災害VRなど、新たな技術を活用しながら市民防災教育を推進

(3) 命を大切に考え取り組むまち

- <新> ① 救急活動における医療機関との連携の電子化に向けたシステム構築 6,028 千円
- ・医療機関との連携を電子化する新たなシステムを構築し、医師への情報伝達を確実、迅速化させ、救命率の向上を図る。



医療機関への患者搬送

- ② 市民への応急手当の推進 9,133 千円
 - ・地域や職場のリーダーとして、救急インストラクターを養成
 - ・応急手当普及にかかる講習を実施
- ③ 救急車の適正利用の促進 1,680 千円
 - ・「救急安心センター事業（＃7119）」等の広報による、救急車適正利用の推進
- ④ 高度救命体制 27,333 千円
 - ・救急救命士 10 名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施

（４）消防サービスが行き届くまち

- <新> ① 市民防災総合センターの改修 103,000 千円
- ・センター内に実火災体験型訓練施設を整備し、実火災に近い濃煙と熱気の中で訓練を実施することで、隊員の技能、知識の向上を図る。
 - ・消防職団員や市民研修を行う施設として、ICT環境の最新化などの機能向上を図る。併せて、大規模災害時における緊急消防援助隊の受援施設としての整備を行う。



実火災体験型訓練施設（イメージ）



訓練の様子（イメージ）

- ② 消防庁舎の整備・改修 665,334 千円
 - ・灘消防署の建替え（設計）
 - ・待機室の個室化工事等（設計 6 カ所・工事 1 カ所）
- ③ 防災活動車両等の整備 769,480 千円
 - ・小型タンク車 2 台
 - ・30m級はしご車 1 台
 - ・指揮車 3 台
 - ・高規格救急車 6 台

(5) あらゆる災害に備えるまち

① 三田市との消防指令事務の共同運用にむけたシステム構築 968,005 千円

- ・システム構築業務（R 9 年度次期システム稼働）。消防指令事務の連携・協力により、神戸市、三田市の災害情報を一元管理することで、応援体制の強化を実現し、両市の市民サービスの向上を図る。



高機能消防指令センター（イメージ）

② 神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航 346,358 千円

- ・兵庫県と共同運航により消防防災ヘリ 3 機の運航を継続

③ 消防救急デジタル無線基地局等の機器更新 287,000 千円

- ・本部や消防署と消防車・救急車等デジタル無線機器の計画的な更新（7 カ年計画（R 3 年度～R 9 年度））

第2 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		予 算 額	備 考
款	項		
1 6	分担金及負担金	147,005	
	1 負 担 金	147,005	
1 7	使用料及手数料	43,876	
	1 使 用 料	10,085	
	2 手 数 料	33,791	
1 8	国庫支出金	5,000	
	2 補 助 金	5,000	
1 9	県支出金	272,302	
	1 負 担 金	271,302	
	2 補 助 金	1,000	
2 0	財産収入	25,502	
	1 財産運用収入	17,982	
	2 財産売却収入	7,510	
	3 基金収入	10	
2 1	寄附金	145,000	
	1 寄 附 金	145,000	
2 2	繰入金	47,806	
	2 基金繰入金	47,806	
2 4	諸収入	111,739	
	7 雑 入	111,739	
2 5	市債	2,916,000	
	1 市 債	2,916,000	
歳 入 合 計		3,714,230	

(単位：千円)

歳 出		予 算 額	備 考
款	項		
1 2	消 防 費	21,789,918	
	1 消 防 費	21,789,918	
歳 出 合 計		21,789,918	

第3 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	147,005	5,000	142,005	
1 負担金	147,005	5,000	142,005	
6 消防費負担金	147,005	5,000	142,005	
1 消防費負担金	147,005	5,000	142,005	消防指令・情報システム整備負担金
17 使用料及手数料	43,876	40,361	3,515	
1 使用料	10,085	9,287	798	
9 消防使用料	10,085	9,287	798	
1 消防施設	10,085	9,287	798	駐車場利用料等
2 手数料	33,791	31,074	2,717	
9 消防手数料	33,791	31,074	2,717	
1 危険物取扱許可等	33,791	31,074	2,717	危険物製造所設置許可等手数料
18 国庫支出金	5,000	43,519	△ 38,519	
2 補助金	5,000	43,519	△ 38,519	
10 消防費補助	5,000	43,519	△ 38,519	
1 消防団安全対策設備整備補助金	0	441	△ 441	消防団安全対策設備整備事業
2 消防・救急体制整備費補助金	0	43,078	△ 43,078	G7広島サミットにかかる国庫補助
4 消防団の力向上モデル事業	5,000	0	5,000	消防団充実強化の推進
19 県支出金	272,302	375,535	△ 103,233	
1 負担金	271,302	375,295	△ 103,993	
3 消防費負担金	271,302	375,295	△ 103,993	
1 ヘリ共同運航負担金	271,302	375,295	△ 103,993	神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航負担金
2 補助金	1,000	240	760	
10 消防費補助	1,000	240	760	
1 消防団活性化事業費補助	1,000	240	760	消防団活性化事業費補助金
20 財産収入	25,502	24,647	855	
1 財産運用収入	17,982	19,157	△ 1,175	
2 貸家料	17,982	19,157	△ 1,175	
1 公舎	17,982	19,157	△ 1,175	中央待機宿舎使用料等

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売却収入	7,510	5,480	2,030	
3 物品売却代	7,510	5,480	2,030	
6 消防局	7,510	5,480	2,030	車両等売却代
3 基金収入	10	10	0	
1 基金収入	10	10	0	
13 防災安全推進基金	10	10	0	預金利子
21 寄附金	145,000	115,000	30,000	
1 寄附金	145,000	115,000	30,000	
2 其他寄附	145,000	115,000	30,000	
10 消防局	145,000	115,000	30,000	篤志者等寄附
22 繰入金	47,806	9,925	37,881	
2 基金繰入金	47,806	9,925	37,881	
1 基金繰入金	47,806	9,925	37,881	
18 防災安全推進基金繰入金	47,806	9,925	37,881	防災安全推進基金
24 諸収入	111,739	94,353	17,386	
7 雑入	111,739	94,353	17,386	
5 償還金	1,208	1,367	△ 159	
25 消防局	1,208	1,367	△ 159	施設使用電気使用料償還金等
9 雑入	110,531	92,986	17,545	
16 消防局	110,531	92,986	17,545	消防団員等公務災害補償等共済基金受入等
25 市債	2,916,000	1,934,000	982,000	
1 市債	2,916,000	1,934,000	982,000	
7 消防債	2,916,000	1,934,000	982,000	
1 消防施設整備事業公債	2,916,000	1,934,000	982,000	庁舎・車両等整備
合 計	3,714,230	2,642,340	1,071,890	

第4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
12 消 防 費	21,789,918	19,582,783	2,207,135	277,302	2,916,000	520,928	18,075,688
1 消 防 費	21,789,918	19,582,783	2,207,135	277,302	2,916,000	520,928	18,075,688
1 職員費	16,291,776	15,149,748	1,142,028	-	-	-	16,291,776
2 消防費	1,626,449	1,668,308	△ 41,859	-	-	228,080	1,398,369
3 消防団費	570,488	571,556	△ 1,068	6,000	330,000	93,779	140,709
4 消防施設等 整備費	3,301,205	2,193,171	1,108,034	271,302	2,586,000	199,069	244,834

1 職 員 費

16,291,776 千円

本目は、消防職団員等の給料等に要する経費である。

(1) 給 料	6,035,895 千円
(2) 職員手当等	7,590,476 千円
(3) 共 済 費	2,456,709 千円
(4) 旅 費	10,382 千円
(5) 報 酬	198,314 千円

2 消 防 費

1,626,449 千円

本目は、火災予防、消火、救急、救助、水防等の消防活動並びに消防本部、市民防災総合センター、消防署所の運営管理に要する経費である。

(1) 事務管理費	327,804 千円
(2) 人事厚生費	85,517 千円
(3) 施設管理費	187,602 千円
(4) 消防自動車等管理費	234,466 千円

(5) 情報通信施設管理費	103,608 千円
(6) 管制システム運営費	205,411 千円
(7) 予防査察費	65,909 千円
(8) 警 防 費	260,702 千円
(9) 救急業務費	116,899 千円
(10) 救助業務費	13,240 千円
(11) 市民防災総合センター運営費	25,291 千円

3 消 防 団 費 570,488 千円

本目は、消防団の運営管理に要する経費等である。

(1) 活動運営費	5,903 千円
(2) 研修訓練費	3,661 千円
(3) 施設・機械維持管理費	31,481 千円
(4) 退職報償金・災害補償費	177,699 千円
(5) 装備・被服等整備費及び事務費	13,407 千円
(6) 施設等整備費	338,337 千円

4 消防施設等整備費 3,301,205 千円

本目は、消防庁舎、消防車両、消防資機材の整備等に要する経費である。

(1) 消防庁舎等整備費	811,334 千円
(2) 消防車両等整備費	759,480 千円
(3) 消防資機材等整備費	123,000 千円
(4) 情報通信施設関連経費	1,261,033 千円
(5) 航空機動隊関連経費	346,358 千円

第5 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
消防車両整備等業務委託	令和6年度～令和10年度	225,000
消防団施設等整備	令和6年度～令和7年度	121,000
防災活動車両充実強化	令和6年度～令和7年度	484,000
救急情報システム構築	令和6年度～令和8年度	11,000
消防指令・情報システム再構築	令和6年度～令和13年度	4,669,000

2 關 連 議 案

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

(関係分)

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件 (関係分)

第 29 号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件

(関係分)

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1 (第 1 条関係)		別表 (第 1 条関係)	
(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）		(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選定評価委		神戸市東灘区指定管理者選定評価委	

員会		員会	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 神戸市消 防局指定 管理者選 定評価委 員会 </div>
----	--	----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

第14号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件
神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例
(手数料条例の一部改正)

第1条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
[略]	[略]		[略]	[略]	
3 法第11条	[略]	[略]	3 法第11条	[略]	[略]
第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000	第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000
	特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの <u>145万円</u>		特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの <u>118万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万
		キロリットル未満のもの <u>172万円</u>			キロリットル未満のもの <u>141万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ
		ロリットル未満のもの <u>192万円</u>			ロリットル未満のもの <u>159万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ
		ロリットル未満のもの <u>236万円</u>			ロリットル未満のもの <u>195万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ
	ロリットル未満のもの <u>274万円</u>		ロリットル未満のもの <u>227万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ		
	ロリットル未満のもの <u>564万円</u>		ロリットル未満のもの <u>455万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ		
	ロリットル未満のもの <u>724万円</u>		ロリットル未満のもの <u>582万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		
	<u>879万円</u>		<u>707万円</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
別表第7（第4条の3関係）			別表第7（第4条の3関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
1 高圧ガス	[略]	[略]	1 高圧ガス	[略]	[略]
保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]	保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、 <u>6,000円</u> ）	
	[略]	[略]
[略]	[略]	

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
	[略]	[略]
[略]	[略]	

別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前	
別表第8（第4条の4関係）		別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。

第29号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例
(火災予防条例の一部改正)

第2条 神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(急速充電設備) 第12条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて	(急速充電設備) 第12条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて

充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ [略]

- (2)～(19) [略]

2 [略]

（屋内消火栓設備に関する基準）

第37条 次に掲げる防火対象物又はそ

充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面すもの

イ [略]

- (2)～(19) [略]

2 [略]

（屋内消火栓設備に関する基準）

第37条 次に掲げる防火対象物又はそ

の部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次に掲げるものを除く。）
- ア 特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（共同住宅にあつては、200平方メートル）以下のもの

の部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次に掲げるものを除く。）
- ア 主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（共同住宅にあつては、200平方メートル）以下のもの

イ 特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（共同住宅の部分で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたもの並びに共同住宅の住戸にあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

2 [略]

（自動火災報知設備に関する基準）

第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) [略]

2、3 [略]

第39条の2 次の各号のいずれかに該

イ 主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（共同住宅の部分で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたもの並びに共同住宅の住戸にあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

2 [略]

（自動火災報知設備に関する基準）

第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) [略]

2、3 [略]

第39条の2 次の各号のいずれかに該

当する小規模特定用途複合防火対象物については、施行規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物であること。

イ 令別表第1(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）であること。

(2) [略]

2、3 [略]

当する小規模特定用途複合防火対象物については、施行規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物であること。

イ 令別表第1(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）であること。

(2) [略]

2、3 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。